

8 福薬発第 5 号  
令和 8 年 4 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
会長 小田 真稔

### 福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係る 留意点の追加について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

標記支援事業について、2月13日付7福薬発第311号および3月18日付7福薬発第334号にてお知らせしたところですが、3月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等）は、以下【賃金改善の方法】で行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれることと整理されました。当該賃金改善の方法について、県ホームページが更新されていますのでご確認ください。

つきましては、ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 【賃金改善の方法】

- ・6月までに、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給をすることも可能
- ・本年4月から5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分を支給した上で、6月までに、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給をすることも可能

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/279730.png> (賃金改善のイメージ)

#### 【福岡県ホームページ】

令和7年度福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

公印省略

7医指第3744号  
令和8年3月31日

公益社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県薬剤師会長  
公益社団法人福岡県看護協会会長  
公益社団法人福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長  
殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)  
(薬務課)  
(高齢者地域包括ケア推進課)

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係る留意点の追加について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、標記支援事業のうち、賃上げ支援事業の給付対象となる賃金改善の内容等について、令和8年3月13日付7医指第3554号「福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る県交付要綱及び留意事項について」のとおり、医療機関等へお知らせをしていたところです。

この度、厚生労働省から賃金改善の方法として、3月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等）は、以下の方法で行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれることと整理されましたのでお知らせします。

#### 賃金改善の方法

- ・6月までに、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給をすることも可能
- ・本年4月から5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分を支給した上で、6月までに、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給をすることも可能

つきましては、当該賃金改善の方法について、県ホームページを更新しましたので、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

#### 【担当】

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係  
TEL 092-643-3274  
FAX 092-643-3277